

せ

農業委員会だより

せいろう

第21号

令和3年1月



三賀用水地区の水田で栽培しているブロッコリーの収穫作業です。
ほ場整備の採択に向けて、水田に園芸作物を試験栽培し、水田のフル活用に取り組んでいます。
(三賀用水地区ほ場整備委員会の委員3名で共同栽培しました)

第24期農業委員会活動



聖籠町農業委員会会長

駒澤 一男

近年、想定を超える自然災害が、日本のどこで発生してもおかしくない状況の中で、万が一、世界的な自然災害が発生した場合、食糧の輸入が滞るなど、食料自給率が38%と低い日本では大変なことになると思います。

そのような事態にならないために、我々農業委員会は、食料自給率向上のための基本となる農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進が大きな仕事です。また、国民に安定的に食料の供給をするためには、農業人口及び農地の減少は深刻な課題です。

そうした問題の解決に向け、農地利用の最適化の推進はもとより、町長・町議会への意見書の提出等により行政と危機感を共有した中で活動していきたいと思っておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしく願います。

地区担当の委員が 農地、農業等に関するご相談に応じます

農業委員 主な役割：①農地法に基づく許認可 ②地域農業振興の推進 ③農業者の公的代表的組織

農地利用最適化推進委員 主な役割：①担い手への農地利用の集積・集約化 ②遊休農地の発生防止・解消 ③新規参入の促進

地区	四ッ屋 道賀新田 上大谷内 真野、丸瀧 桃山、山倉	中の橋 本諏訪山 山諏訪山 本大夫 山大夫 本三賀	山三賀 二本松 外畑、正庵 別條、八幡	蓮野 杉谷内 甚兵衛橋	藤寄 大夫興野	苔沼 聖中ヶ丘 蓮瀧 蓮瀧新田	網代浜	亀塚 次第浜
担当農業委員 (Tel)	神田 勝 27-4566 栗原 一成 27-5259	駒沢 一男 27-4650	新保 昇英 27-2083 新保 要一 27-4475	新保 勇 27-4138 加藤百合子 27-8512	八幡 裕 27-4083	曾根 善治 27-4708	宮下 吉勝 27-1159	
担当農地利用最適化推進委員 (Tel)	宮野 公之 27-4467		岩淵 せん 27-4324		新保 昭治 27-4072	曾根 健一 27-4848	齋藤 直樹 27-7587	高崎 信暁 32-5478

新潟県農業会議会長から表彰されました



会長 駒澤 一男

町農業委員会会長の駒澤一男が「令和2年度永年勤続農業委員会委員等表彰」で勤務25年以上として新潟県農業会議会長から表彰されました。これからも町農業委員会会長として、農地利用の最適化の推進にご尽力していただきます。

新規就農者紹介



淡路 知成

二本松

農業を営む家族や地域の方々を

小さい頃から見てきた私にとって、

聖籠町＝農業というイメージが強

く、私もいつか農業を通して、聖

籠町を盛り上げていきたいという

思いがありました。

高校卒業後、関東で生活してい

た私は農繁期になると実家へ帰

り、収穫等の手伝いをしていまし

た。それは決して楽な仕事ではな

く、その中で父や母が必死に働く

姿を見て、家族のために継ぐなら

今だと地元聖籠町へのUターンを

決めました。何よりずっと関東で

育ってきた妻が理解して背中を押

してくれたことには感謝の思いで

いっぱいです。

ぶどう農家としての初年度はう

まくいかなないことが多く、まだま

だ分からないことばかりで勉強の

日々です。今後も父をはじめこれ

までずっと地域のぶどうを支えて

きた先輩方から学びながら、より

良い品質のぶどうを作っていける

よう努力していきますので、ご指

導のほどよろしくお願いします。



二宮 和紀

蓮野

20歳から38歳まで東京に住んで

いましたが、地元の蓮野に戻り農

業を始めました。物覚えも物忘れ

もひどく新しい仕事を始める事に

向いていませんが、前の仕事で何

年もかけて打ち込んだ事に関して

は誰よりも上手く出来るという自

信ができました。

地元ですが昔と地形も変わり仕

事も何もわからない自分を皆さん

気にかけてくれ、質問しやすい環

境を作っていたいただきとても有り難

いです。

一昨年、金助農業さんでお手伝

いさせて頂いた砂里芋に出会えた

事は大変幸運に思います。うちで

も昨年種芋を作り今年から本格的

に出荷を始めました。ここからま

ず自分の作物を堂々と誇れるよう

になりたいと思っています。

まだまだお手伝いというレベル

でしかありませんし、不器用であま

り表情には出ませんがやる気はあ

るので今後とも目をかけていただ

けたら幸いです。



11月13日に

農業委員会が意見書を町長と町議会に提出しました。



意見書（概要）

1 持続可能な農業へ向けて

高齢化により担い手と言われる農業者が減少していくなか、農業者が安定した農業経営を持続させるには、農地利用の最適化の推進および農業用施設整備や組織育成など様々な支援策が重要であるため、今後も関係機関・団体と連携を図りながら、持続可能な農業の確立に向けた支援策を講じられるようお願いします。

2 担い手への農地の集積・集約化について

農業経営の規模拡大を図るためには、耕作の事業に供される農地の集団化を図り効率的に耕作できるようにする必要があるため、農地中間管理事業の活用、人・農地プランの実質化に向けた地域の話し合い等、基盤整備事業の活用などにより、担い手への集積・集約が図られるよう取り組まれることをお願いします。

3 耕作放棄地の発生防止・解消について

高齢化等による労働力の不足や土地条件が悪いことなど様々な要因による耕作放棄地が増加しており、農業委員会による耕作者への指導のみでは限界も感じられることから、耕作放棄地の解消対策として基盤整備の推進や遊休農地対策事業補助金の拡充など具体的な施策を講じられるようお願いします。

4 農業委員会の体制について

改正農地中間管理事業関連法において、農業委員会は人・農地プランの実質化に主体的に取り組むことが明文化されました。また、町内各地域で話し合いが続けられている基盤整備事業についても、農業委員会には膨大な事務遂行が予測されているところです。つきましては、農業委員会事務局の様々な業務に対応するための体制整備およびそれに伴う適切な職員配置を引き続き講じられるようお願いいたします。

※ 意見書全文は農業委員会事務局で閲覧できます。

聖籠町賃借料情報は下記のとおりです。

令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a 当たり）は、以下のとおりとなっております。

1. 田（水稻）の部

※

締結（公告）された地域	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	筆数	使用貸借(筆数)
30a～100a区画のほ場整備完了地	21,200	24,000	20,000	24	0
ほ場整備完了地除く全域	21,100	25,800	13,000	403	24
ビニール水田	18,300	24,000	5,000	22	0
(参考) 聖籠町平均	21,000	—	—	—	—

2. 畑の部

区 分		平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	筆数	使用貸借(筆数)
普通畑	町内全域（普通作物）	6,400	20,000	1,000	76	176
特殊畑	町内全域（果樹等）	12,200	20,000	10,000	6	1

※ 使用貸借とは無償の貸借です。（ただし、維持管理費等の負担を除く）

経営転換協力金のご案内

1 どういう制度？

担い手への農地集積・集約化を加速することを目的に、農業部門の減少による経営転換、リタイア、農業経営をしていた農地の相続人で農業経営を行わない人を対象に農地バンク（農地中間管理機構）へ農地を貸し付けた際、申請に基づき協力金を交付します。

2 だれが対象？

- 対象①：農業部門の減少により経営転換する農業者
→ 2 以上を経営する者が 1 以上廃止すること。
(例：稲作と畑作を行っていた者が稲作だけを廃止すること。)
- 対象②：リタイアする農業者
- 対象③：農業経営をしていた農地の相続人で農業経営を行わない者

3 具体的な要件は？

- 以下の要件を満たす必要があります。
- 要件①：農地中間管理機構へ対象となる農地を一括して 10 年以上貸し付けること。
- 要件②：申請者又は申請者の世帯員が貸付日の 1 年以上前から自らが耕作又は適正な管理を行っていたこと。
- 要件③：農業振興地域内であり、かつ 10a 以上の農地であること。

※要件は個々の事情により異なりますので、詳しくはご相談願います。

4 申請の流れは？

まず、農地の貸し付けの手続きを農業委員会で行ってください。
協力金支給の対象となる場合、後日文書でご案内させていただきます。

5 いくらもらえる？

交付単価：15,000 円 / 10a
上 限 額：500,000 円（1 戸当たり）

6 注意事項

経営転換協力金の通常支給は令和 3 年度までとなっており、令和 3 年 9 月末までに貸し付けの手続きを行う必要があります。令和 4 年度からは地域集積協力金と一体で取り組む場合のみ支給され、令和 6 年度には制度自体が廃止の予定ですので、協力金の支給を希望する方は事前にご相談をお願いいたします。

お問い合わせ

農地の賃借に関すること：聖籠町農業委員会
経営転換協力金に関すること：聖籠町産業観光課
TEL：27-2111

農業者年金に加入して豊かな老後を！

～加入要件は3つ、メリットは6つ～

加入要件

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事する方
- ③20歳以上60歳未満の方

メリット

- ①積立方式で安全
- ②加入・脱退も自由
- ③保険料は全額社会保険料控除
- ④保険料はいつでも変更可
- ⑤農業の担い手には保険料を国が補助
- ⑥終身年金80歳までの死亡一時金あり

**国民年金の支給額は
年額156万円**

農業者の皆さんが加入している国民年金は、40年加入、納付した場合、夫婦二人で月額約13万円です。

(令和2年度の老齢基礎年金の満額参照)

それに対して



**老後の家計費現金支出は
年額288万円**

高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で月額約24万円です。

(平成28年総務省家計調査を基に推計)



年額132万円のマイナスをどうしますか？

ぜひ農業者年金をご検討ください！

お問い合わせは

聖籠町農業委員会 (聖籠町役場 1 階) 聖籠町大字諏訪山1635-4 Tel 0254-27-1964
JA北越後営農センター 新発田市島潟字弁天1449-1 Tel 0254-26-7000

家族経営協定を結びませんか。

家族経営協定は

農業の経営方針や役割分担、収益の配分等を家族で話し合い取り決めるものです。女性や後継者の主体的な経営の参画や家計と経営の分離等、家族みんなで作る共同経営を確立する有効な手段です。

締結する目的は

家族で農業を営むと生活と農業の境目が不明確で、労働時間や報酬等があいまいになり、不満等が生まれがちです。家族経営協定を締結することで、それらを明確にし、家族みんなが意欲的に働くことができ、農業経営の改善につながります。

家族経営協定の内容

- ・ 就労条件の整備
- ・ 経営管理の充実
- ・ 円滑な世代交代
- ・ 生活面のルール化

メリット

農業者年金の保険料の国庫補助、認定農業者制度の夫婦親子共同申請等のメリットがあります。

お問い合わせは

聖籠町農業委員会 (聖籠町役場 1 階)
 聖籠町大字諏訪山1635-4 Tel 0254-27-1964

農業委員会の主な動き

令和2年1月～令和2年12月

1月24日	農業委員会部会・総会
2月4日	認定農業者との意見交換会
2月25日	農業委員会部会・総会
3月25日	農業委員会部会・総会・委員合同会議
4月24日	農業委員会部会・総会
5月25日	農業委員会部会・総会
6月26日	農業委員会部会・総会・委員合同会議
7月27日	農業委員会部会・総会
7月31日	農地パトロール
8月20日～9月1日	全農地利用状況調査
8月24日	地域別農業委員会代表者研修会 (新潟市中央区)
8月25日	農業委員会部会・総会・委員合同会議
8月25日	農業者年金加入推進研修会
9月25日	農業委員会部会・総会・委員合同会議
10月14日	市町村農業委員長研修会 (新潟市中央区)
10月26日	農業委員会部会・総会・委員合同会議
11月13日	意見書提出(町長・議長)
11月19日	新潟県農業委員会大会(三条市)
11月25日	農業委員会部会・総会
11月25日	新発田地域農業振興大会(聖籠町)
12月1日	新潟県女性農業委員等研修会 (新潟市中央区)
12月25日	農業委員会部会・総会・委員合同会議

遊休農地の解消へ

農地部長 曾根 善治

私の担当地区の蓮潟集落では、蓮潟環境保全チームを中心に令和元年よりほ場整備を見据えての、耕作放棄地の解消に取り組んでいます。

中間管理機構型のほ場整備に取り組む場合、地権者に工事費の負担はないのですが、耕作放棄地があった場合、伐採等の費用は地権者に請求されるという話を聞きました。そこで、蓮潟環境保全チームが町の遊休農地対策事業補助金を使って、ほ場整備を進めるにあたって色々とご協力いただいている地権者に迷惑が掛からないようにということとで頑張っています。

私たち農業委員会では、農業委員、農地利用最適化推進員が全員で7月に違反転用、耕作放棄地の防止パトロールを実施し、その後担当地区で一筆ごとの確認もしています。

農地は荒れてからでは元に戻すのが大変です。耕作放棄地になる前に管理をお願いします。



事業を活用して、耕作放棄地を解消する様子（蓮潟地区）

遊休農地の再生利用を応援します！ 遊休農地対策事業補助金

◆ 補助内容 ◆

対象者	対象経費	補助金額
①遊休農地を新規に取得又は賃借して耕作する者 ②地区協議会（農家組合単位で組織し、遊休農地所有者を含む3戸以上を構成員とする協議会）	遊休農地を解消、再生利用する活動に要する経費 （障害物撤去、抜根、草刈、耕うん等による環境整備） ※土地改良に要する経費は除く	補助対象経費の3分の2とする。 （1回限り）
上記②の地区協議会	上記で整備した遊休農地の保全管理に要する経費 （景観作物作付け活動又は耕うん、草刈等による保全管理）	補助対象経費の3分の2とする。 （1年に1回まで、2年の活用を上限とする。1回分限度額2万円/10a以内）

※補助額は予算の範囲内での交付となります

◎ 詳しいお問い合わせは産業観光課・農業委員会（☎27-2111）へお問い合わせください。

農作業事故の防止に心がけましょう
農業機械による公道への汚れ防止に心がけましょう
堆肥による迷惑臭の防止に心がけましょう

ほ場整備の実現に向けて

大夫諏訪山地区基盤整備推進委員会 堀 正弘

私たちの地区は、山大夫、諏訪山、横大夫の3集落の水田114haが対象です。どの集落でも農家戸数減少、高齢化が進み将来の農業従事者の確保が心配されています。このような状況のため、各集落の耕作者有志や多面的機能支払制度に取り組み役員たちと相談し、平成29年11月から大夫諏訪山地区基盤整備推進委員会を立ち上げ、会長以下12名の役員で地元地権者及び関係者、町と土地改良区にも協力を頂きながら進めてきました。

令和5年度には県内のほ場整備事業の要望が105地区に急増する見込みとなっています。

事業が採択されるための要件として収益性を向上させる必要があります。水稲の他に約2割の面積で園芸作物に取り組まなければなりません。そのため、私たちの地区でも園芸作物の試験栽培に取り組んでいます。



水田で園芸作物（枝豆）を試験栽培する様子

聖籠土地改良区管内では、町内7地区がほ場整備事業を要望し、2地区（蓮湯地区、三賀用水地区）が調査事業を採択され、令和5年度から着工を予定しています。私たち大夫諏訪山地区も採択に向けて努力して参りますので、今後とも皆様のご協力を宜しくお願いします。

自分の農地でも農地転用に許可がいること、ご存知ですか？

農地転用とは農地に住宅を建てたり、資材置場にするなど、農地を農地以外の目的で使用することです。違反転用者には懲役・罰金が科せられる可能性があります。農地転用の際は必ず農業委員会へ事前相談をしてください。

全国農業新聞

農業委員会のネットワークが発行する農業専門紙です。
 ★週刊金曜日発行 月700円
 ★申込：農業委員会事務局又は 農業委員・推進委員
 ★連絡先：27-1964

あ と が き

日本の農産物の自給率は38%（カロリーベース）で、なんと62%を海外からの輸入に頼っている状況です。食料自給率が高まらないのは、農業者の減少、耕作放棄地の増加などが考えられます。緊急時に日本の力でどれだけ生活を維持できるか心配です。できるだけ多くの方が農業に携わっていただきたいと思います。また、近年冬の雪の少なさや夏の猛暑など気候が変です。これは人間活動によって温室ガスが増加したための地球温暖化の影響でしょうか。地球全体の話ですので、難しいですね。

最近、テレビをつけると新型コロナウイルス感染症の話題ばかりです。無症状の人からの感染も指摘されており、密閉・密集・密接を避けマスクの着用や石けんによる手洗い、アルコール消毒など一人一人が気を付けるしかなく、今後マスクを着ける生活が続くのか心配です。いろいろな業界に影響が出ていますが、毎日、田んぼや畑で仕事をしている農業っていいなあと思つづく思います。

広報委員 栗原 一成

◆編集・発行 聖籠町農業委員会 〒957・0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4 ☎(0254)27・2111 (印刷 天野印刷)